

令和 年 月 日

(一財)諫早市施設管理公社「月極駐車場」申込書

(一財)諫早市施設管理公社 理事長 様

駐車番号

フリガナ \_\_\_\_\_

原	
---	--

申込者(契約者)氏名 \_\_\_\_\_ 印

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_ 市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 番地 \_\_\_\_\_ 号

(マンション・アパート名)

号室

※↓該当するところを○で囲んでください。勤務先名は(所属課)を必ず記入してください。

勤務先等 ・勤務(勤務先名 \_\_\_\_\_) ・無職 ・学生

※↓緊急時の対応のために、自宅電話以外に携帯電話か連絡がとれる場所の電話番号を必ず記入してください。

自宅電話 ( \_\_\_\_\_ ) 携帯電話 ( \_\_\_\_\_ )

勤務先電話 ( \_\_\_\_\_ )

※↓申し込む駐車場を必ず○で囲んでください。

申込駐車場 ・西諫早駅前 (原口町) ・大草駅前

※↓解約予定がある場合は()内に最終月を記入してください。

使用期間 令和 年 月 日 ~ 使用する年月まで (令和 年 月)

※↓自動車メーカーの例トヨタ 車名の例カローラ 車両番号の例長崎500あ1234

- 『3台まで登録が可能です』
- ① 自動車メーカー ( \_\_\_\_\_ ) 車名 ( \_\_\_\_\_ ) 車両番号 ( \_\_\_\_\_ )
- ② 自動車メーカー ( \_\_\_\_\_ ) 車名 ( \_\_\_\_\_ ) 車両番号 ( \_\_\_\_\_ )
- ③ 自動車メーカー ( \_\_\_\_\_ ) 車名 ( \_\_\_\_\_ ) 車両番号 ( \_\_\_\_\_ )

変更等の場合 昨年の更新時と車両等が違ったり、台数に変更があった場合は、備考欄にその変更内容を記入してください。

備考 (例トヨタ → ダイハツ ・カローラ → ムーブ ・3台登録 → 2台)
---

その他 上記以外で何か記述するものがあれば、下記をお願いします。

(記) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

## 原口町駐車場 月極使用確約書

(一財) 諫早市施設管理公社 理事長 様

使用者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

原口町月極駐車場の使用について、下記のとおり確約します。

### (使用期間)

第1条 使用期間は、令和 年 月 日から使用する年月までとする。

### (使用中止の申出)

第2条 使用を中止するときは、使用を中止する月の前月15日までに必ず申し出ること。

### (使用者の責任)

第3条 使用者は、その責任において自動車を保管し、事由の如何に関らず自動車の滅失、き損及び盗難並びに事故に基づく責任の一切を負担する。

### (使用料)

第4条 使用料は、1台につき月額3,000円とする。

2 使用期間が1箇月に満たない場合においても、使用料は月額とする。

### (使用料の徴収)

第5条 使用料は、翌月分を毎月25日までに、(ATMで振込みの場合は、25日の15時まで) (一財) 諫早市施設管理公社の指定口座に振り込む。又は (一財) 諫早市施設管理公社事務局の窓口 (8時30分～17時まで) で支払うものとする。

2 25日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、前日か前々日までに支払うものとする。

### (禁止事項)

第6条 駐車場を使用する場合において、次に掲げる行為をしないこと。

- (1) 第三者(親族も含む)に転貸したり、許可車両以外の車を駐車すること。
- (2) 指定された区画外に駐車すること。また、現状を変更すること。
- (3) 発火性若しくは引火性の物品又は駐車場の施設若しくは人体に危険を及ぼすおそれのある物品を積載して持ち込むこと。
- (4) 駐車場の施設その他の物件をき損し、又は汚染すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、駐車場管理に支障を及ぼすおそれのある行為。

## 【(一財)諫早市施設管理公社の駐車場使用について】

原口町駐車場 駐車番号	
----------------	--

### (注意事項)

- 1 駐車場の使用を中止(解約)するときは、使用を中止する月の前月15日まで諫早市施設管理公社に連絡してください。なお、連絡がない場合は、契約が継続していると見なし使用料を頂くこととなりますのでご注意ください。
- 2 申込書の記入内容(住所・氏名・電話番号・勤務先・車両番号等)が変更になったときは、速やかに連絡してください。
- 3 確約書に記載の禁止事項など駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしないようにお願いします。
- 4 駐車料の納入期限は翌月分を毎月25日までです。25日が土・日・祝日の場合は、前日または前々日までに納入ください。(何箇月分か、まとめたの納入も可能です。)
- 5 使用料の口座引落としの方は、引落日に確実に落ちるようにお願いします。期日が過ぎて自分の口座に入金されても、引落としができないのでご注意ください。
- 6 (一財)諫早市施設管理公社事務局の窓口で納入される方は、平日の8時30分から17時までに納入してください。
- 7 納入期限を過ぎた方には、催促電話をすることになりますので、遅れないようにしてください。

### (振込先)

十八親和銀行	諫早支店	(普)	161091
十八親和銀行	諫早中央支店	(普)	1257765
(名義人) 一般財団法人 諫早市施設管理公社			
理事長 島 公治			

※ 口座引落としの手続きを希望される方は、銀行で申込みをしてください。また、初回の引落としが25日までに確実に落ちるかどうかは、事前に確認してください。なお、諫早市施設管理公社では手続きをしておりません。

### (事務局)

名称 一般財団法人 諫早市施設管理公社  
住所 諫早市高城町5-10(商工会館4階406号室)  
電話 0957-21-1254 FAX 0957-21-0828